

運搬費及び準備費の設計変更について

1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

2 対象工事

土地改良工事積算基準に基づく建設工事を対象とする。

3 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

1) 算定基準別表 1

「運搬費の共通仮設費率の対象項目の 1 (1)、(3)、(4)、(5)」の『建設機械の運搬費』

2) 算定基準別表 1

「準備費の共通仮設費率の対象項目の 3 (1)及び(2)」のうち『伐開・除根・除草費』

4 主な契約変更手続

- (1) 受注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）の提示を発注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、(1)により発注者から示された割合を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができるものとする。
- (3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「様式-1」という。）を作成するとともに、様式-1に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (4) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「算定基準に基づき算出した額（共通仮設費の率計上分）①」に「(3)の証明書類において妥当性が確認できた費用③」から「様式-1に記載された費目の共通仮設費（率分）中の合計額（別紙の割合から算出）②」を差し引いた金額を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
 - ※積算書への計上
 - ③から②を差し引いた差額（④）を共通仮設費の積上げ分に計上する。
 - ①：共通仮設費の率分に計上（通常どおり）
 - ④：共通仮設費の積上げ分として該当する費目に計上
- (5) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (6) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
- (7) 本取扱いについては、別添の記載例を参考として、特別仕様書に記載することにより周知するものとする。

5 実績変更対象経費の割合

上記 4 (1) に示す「発注者が提示する共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合」については、別紙のとおりとする。

実績変更対象経費に関する内訳書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	運搬費	建設機械の運搬費	建設機械の運搬等に要する費用	
	準備費	伐開・除根・除草費	準備作業に伴う伐開、除根、除草作業に要する費用	
合 計				

別紙

○実績変更対象経費の割合

令和4年度積算基準から適用

費目	工種	ほ場整備 工事	農用地造 成工事	舗装工事	道路改良 工事	水路トンネ ル工事	水路工事	排水路工 事	河川工事	管水路工 事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		19.55 %	12.05 %	18.46 %	12.43 %	11.08 %	12.61 %	10.76 %	12.05 %	12.03 %
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		2.39 %	4.94 %	0.35 %	1.41 %	1.07 %	1.46 %	0.39 %	3.42 %	1.22 %

費目	工種	管更生工 事	畑かん施設 工事	海岸工事	コンクリート 補修工事	ため池工事	その他土木 工事(1)	その他土木 工事(2)	フィルダム 工事	コンクリート ダム工事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		11.68 %	11.05 %	16.73 %	8.84 %	12.86 %	14.54 %	20.67 %	0.17 %	0.45 %
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		0.29 %	0.56 %	1.73 %	0.67 %	3.02 %	0.77 %	2.62 %		